

令和8年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等実施計画

令和8年度における効率的かつ効果的な社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査等（以下「指導監査等」という。）の実施のための計画を以下のとおり定める。

1 指導監査等の目的

社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「法人・施設等」という。）の運営状況等が関係法令等に照らし、適正に実施されているかを確認、必要な助言等を行うことにより、利用者の安全と、健全な事業運営によるサービスの質の確保を図る。

2 指導監査等の区分

指導監査等の区分は、別表のとおりとする。

3 指導監査等の対象

指導監査等の対象となるのは、本市が所管（指定）する法人・施設等とし、令和8年度に定期指導監査等（「2 指導監査等の区分」における定期指導監査、指導、通常報告徴収、通常立入検査、年次点検報告、通常立入調査をいう。）の実施を予定する法人・施設等の名称については、別表のとおりとする。

4 基本方針

法人・施設等に対し指導監査等を実施するにあたっては、不適切な対応や事故等を未然に防止し、質の高いサービスを確保するため、次の基本方針に則って取り組むものとする。

（1）法人運営の適正化の推進（社会福祉法人）

法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について実態を確認し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保が図られるよう指導監査等を実施する。

（2）利用者の立場に立った指導・監査（社会福祉施設等）

基準条例等に基づき適切に施設の運営管理がなされ、利用者の安全が確保されるとともに、必要とされる福祉サービスが適正に利用者に提供されるよう指導監査等を実施する。

（3）指摘事項の改善徹底

指摘事項について、改善が確認できるまで継続した指導を行い、改善の徹底を図る。

5 令和8年度における重点指導事項

基本方針及びこれまでに法人・施設等に対して行った指導監査等における指摘事項の内容、制度改正などの背景を踏まえ、令和8年度においては、次の事項に重点を置き、指導監査等を実施する。

(1) 社会福祉法人

① 理事会、評議員会の適切な運営

予算・決算、契約、規程の整備等の要議決事項及び要報告事項等について、適切な時期に理事会、評議員会に諮られており、議事録が適切に作成されていること。

② 定款・規程の遵守

法人の実態に合わせて定款や規程が見直され、遵守されていること。

③ 適切な会計処理

社会福祉法人会計基準及び法人自らが定める経理規程等に基づき、会計帳簿や計算書類等が作成され、会計処理が適切に実施されていること。

(2) 社会福祉施設等

【共通】

① 虐待等防止対策

虐待を未然に防止するための取り組みや事案発生時における対応方法、再発防止対策等の措置が検討され、法令や施設の方針に基づき利用者の最善の利益を考慮した適切な支援やサービス等の提供が行われていること。また、そのための体制を整備していること。

② 非常災害対策

施設や事業所において策定が求められる非常災害対策計画が、火災のほか震災や風水害等の非常事態を想定した具体的な計画として策定されていること。

特に、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者（災害時要援護者）が利用する施設においては、近年の気候変動による水害リスク等の激甚化・頻発化を踏まえ、避難確保計画（又は非常災害対策計画）に基づく避難訓練等を実施していること。

③ 業務継続計画の策定

社会福祉施設等においては、災害や感染症などの非常時においても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められるため、業務継続計画を策定し、計画に基づく研修及び訓練を実施していること（介護サービス、障害福祉サービスは令和6年度から義務化、保育所等児童福祉施設は努力義務）。

特に、感染症は、震災等の自然災害に比べて長期化のリスクが高いため、感染フェーズの各段階に応じた具体的な計画であること。

④ 職員の配置状況

基準に基づく規定人数及び有資格者を配置し、必要な研修等を受講していること。改正労働基準法や労働安全衛生法に基づき、就業規則等の改正、労働基準監督署への届出、労働時間や休暇等の労務管理が適正に行われ、働きやすい職場環境づくりに努めていること。

特に、労働安全衛生法の改正では、これまで努力義務とされていた常用労働者50人未満の事業場のストレスチェックの実施が、令和10年5月までに施行予定（令和7年7月の公布日から3年以内に施行）のため、対象事業所に対して周知し、事前準備等の働きかけを行う。

⑤ 施設の衛生管理の徹底

施設全体の衛生管理、温度・湿度・採光・換気・音など適切な環境の保持に努め、新型コロナウイルス等感染症対策においても適切に実施されていること。

⑥ 適正かつ公正な支出管理

不正支出や運営費の私的流用、使途不明金などの違法行為や不適切な会計処理が行われていないこと。

⑦ 運営規程、重要事項説明書、契約書等の整備

利用者負担額や虐待防止に関する事項等、法令等で定める事項が運営規程及び重要事項説明書に記載されていること。実態に合わせて定期的に見直し、必要に応じて変更届を提出していること。運営規程、重要事項説明書、契約書等の内容の整合が取れていること。

利用者又は家族に対して書面等に基づき説明し、必要な同意を得ていること。

⑧ 施設の防犯対策、利用者の安全確保に関する取組

令和 7 年 10 月に県内の介護付き有料老人ホームで発生した元施設職員による刺殺事件を踏まえ施設内外の防犯体制の点検、強化を行っていること。門扉等の施錠管理、防犯カメラの設置、来訪者の受付マニュアル、面会ルール等の整備、不審者対応訓練等を実施していること。

また、法令に基づく安全設備の整備等、安全対策が適切に図られ、事故防止のための取組や事故発生時の対応マニュアル等の整備、再発防止策などの措置が検討、実施されていること。

【認可保育所、認可外保育所、放課後児童健全育成事業等】

① こども性暴力防止法への対応

こども性暴力防止法の施行（令和 8 年 12 月 25 日）により、認可保育所や認定こども園等の施設は性暴力防止のための取組が義務化されるため、児童対象性暴力等退所規程や情報管理規程の策定、管理責任者の選定、相談窓口の設置等、必要な対応について周知・確認する。

なお、認可外保育施設や一時預かり、病児保育、放課後児童健全育成室は、国の「認定」を受けた場合、法律で定める性暴力防止の取組を行わなければならないため、認定取得状況に応じて体制整備等の安全確保措置について確認する。

② 安全計画の策定

安全計画を策定し、当該計画に従い、施設・設備の安全点検や児童・保護者への安全指導、実践的な訓練や研修等を実施し、定期的な見直しをすること。ヒヤリハット事例の収集・分析により再発防止の徹底を図ること。

民間保育所においては、令和 8 年 7 月より、安全計画に基づく訓練・研修、児童・保護者に対する安全指導等が 1 年以上継続して未実施等の不備がある場合、減算対象となる点に留意すること。

③ 利用者負担額の徴収管理

日用品や食材料費、行事参加費等の実費負担額及び保育に要する費用のうち利用保護者が負担すべき特定負担額（上乗せ徴収）について、あらかじめ利用者の同意を得たうえ

で徴収し、支払いを受けた場合には領収書等（利用者の実費負担分が明記されたもの）を交付していること。

なお、民間保育所が上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ市の同意を得ていること。

④ 預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組

預かり始めの時期は、環境の変化によるこどものストレスの増加などが懸念され、そうした状況下においても重大事故を未然に防ぐための取組を施設・事業所において職員の連携の下で実施することが求められる。

「預かり始めの時期における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」（令和 8 年 3 月 30 日付けこども家庭庁成育局安全対策課ほか事務連絡）に基づき、補助的な役割を含むすべての職員が事故防止策を実行できるよう指導助言を行う。

実地指導時、どのような研修が実施されているかを確認し、補助的な役割の職員等を含む全職員が事故発生防止に関する研修に参加できるよう助言すること。

【認可保育所、認可外保育所】

① 睡眠中の事故防止の取組

「教育・保育施設等における睡眠中の事故防止対策の徹底について」（令和 8 年 2 月 13 日付けこども家庭庁成育局安全対策課ほか事務連絡）に基づき、教育・保育に携わるすべての職員が睡眠中の事故防止に取り組むことのできるよう、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月）の周知徹底を図る。

② 適切な食事の提供

近年、教育・保育施設等で重大な誤嚥（窒息）事故が発生している状況を踏まえ、月齢（年齢）にふさわしい食品、調理法、量、硬さ、食具の使い方、食べ方、食べさせ方となっているか確認すること。

【放課後児童健全育成事業】

① 「放課後児童クラブ運営指針」に基づく施設運営

改正後の放課後児童クラブ運営指針に基づき、こどもの権利保障や支援の質の向上など、こども主体の施設運営に努めていること。

② 加須市放課後児童健全育成室条例及び同施行規則の遵守

公設民営の放課後児童健全育成室については、条例で定められた、休室日及び保育時間を遵守していること。お盆期間中、利用者のニーズがない等の理由により臨時休室とする場合は、同施行規則に基づき予め市長の承認を得ていること。

【指定介護サービス事業所】

① 適正な介護報酬の請求

人員、設備及び運営に関する基準が遵守され、適正な介護報酬の請求事務が行われていること。

② 不正事案及び高齢者虐待等における厳正な対応

著しく指定基準に違反している場合や介護報酬の不正請求、高齢者虐待や不適切な介護等の状況が認められた場合やその疑いがある場合には、直ちに介護保険法第 76 条等に基づく立入検査（監査）に変更し、事実関係の確認を行うこと。

③ 業務管理体制に関する届出事務等の適正な実施

業務管理体制の整備に関する届出が未届となっている事業者に対して、届出書を提出するよう指導すること。

【指定特定相談支援事業所等】

① モニタリング・アセスメントの実施状況

サービス等利用計画・障害児支援利用計画に伴い、法令で定める期間ごとにモニタリング等を行っていること。また、障害福祉サービス事業所内や日中活動先の施設での聞き取りだけでなく、利用者の居宅や入所支援施設、精神科病院等を訪問し利用者本人の生活環境等を確認して実施していること。

② 計画作成の手順と同意確認

①アセスメント ②計画案の作成 ③サービス担当者会議の開催 ④計画の同意・交付 が正しい順序で行われていること。利用開始に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていること。サービス担当者会議は原則として利用者本人を交えて開催され、その記録が残っていること。

③ 人員配置基準

指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていること。他の事業所との兼務の場合、指定特定相談支援事業所の管理上支障がないこと。

6 実施方法

指導監査等の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 集団指導

- ① 実施通知の送付（実施日の概ね 1 か月前まで）
- ② 指導の実施（指導事項説明、情報提供、質疑応答等）

(2) 実地での指導監査等

- ① 実施通知の送付（実施日の概ね 1 か月前まで）
- ② 事前提出資料の提出（実施日の概ね 1 週間前まで）
- ③ 実地による指導監査等の実施（施設見学、書類確認、ヒアリング、講評）
- ④ 結果通知の送付（終了の概ね 1 か月後まで）
- ⑤ 改善報告書の提出（該当事項がある場合のみ、結果通知から概ね 1 か月後まで。ただし 1 か月後までに該当事項の改善が完了しない場合は、改善完了まで報告を求める）

(3) 書面での指導監査等

- ① 実施通知の送付（資料提出期限の概ね 1 か月前まで）

- ② 確認資料等の提出
- ③ 資料等の確認
- ④ 結果通知の送付（資料提出締切後概ね 2 か月後まで）
- ⑤ 改善報告書の提出（該当事項がある場合のみ、該当事項の改善完了まで）

※ 特別監査等（「2 指導監査等の区分」における臨時指導監査、随時指導監査、特別監査、特別指導監査、監査、特別報告徴収、特別立入検査、特別報告、特別立入調査をいう。以下同じ。）については、上記によらず、要確認情報等の把握後、内容に応じて速やかに実施するものとし、特に緊急性を要するものについては実施通知の送付を行わずに実施する場合もあるものとする。

7 実施体制

実地において実施する指導監査等については、福祉監査担当職員 2 人以上からなる班を編成して実施するものとし、必要に応じて事業所管課職員を同行することができるものとする。なお、特別監査等については、要確認情報等の内容に応じて必要と判断される関係職員等を同行するものとする。

8 実施時期

要綱等に定めるもののほか、指導監査等の実施期間は、概ね 8 月から 2 月までとする。具体的な実施日は、実施予定日の 1 ～ 2 か月前に当該法人・施設等と調整のうえ決定する。なお、関連する法人と社会福祉施設等の指導監査等は原則として同日に実施するものとし、県が所管する施設に関連する本市所管の法人についても、法人の負担軽減を考慮し、県と調整のうえ可能な限り県施設監査と同日に法人指導監査を実施するものとする。